

東総第 13-12 号

平成 13 年 6 月 25 日

文部科学大臣

遠山 敦子 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地

株式会社

東芝

取締役

社長

岡村

正



株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉
設置変更許可申請書

[使用済燃料の処分の方法の変更]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置変更許可の申請をします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	株式会社 東芝
住 所	神奈川県川崎市幸区堀川町7番地
代表者の氏名	取締役社長 岡村 正

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社東芝 研究炉管理センター
所 在 地	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 変更の内容

昭和35年5月13日付け35原第1245号をもって設置許可を受け、その後別紙1のとおり設置変更許可を受けた株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉設置許可申請書の記載事項中、次の事項の記述について別紙2のとおり変更する。

8. 使用済燃料の処分の方法

4. 変更の理由

使用済燃料を米国に引渡すことが可能になったため

5. 工事計画

当該変更に伴う工事はない。

以上

別紙 1

株式会社東芝 研究炉管理センターの原子炉
設置変更許可の経緯

設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	備 考
昭和 35 年 5 月 13 日	35 原第 1245 号	設置許可
昭和 38 年 2 月 5 日	38 原第 472 号	原子炉自動起動
昭和 42 年 5 月 25 日	42 原第 2333 号	(i)使用目的に「放射性同位元素の製造」を追加 (ii)冷却装置の設置 (iii)浄水系流量の増加
昭和 46 年 8 月 19 日	46 原第 5864 号	ナトリウムインパイルループの設置
昭和 53 年 1 月 31 日	53 安(原規)第 26 号	(i)インコアモニタ昇温装置の新設 (ii)ナトリウムインパイルループのナトリウム廃棄物保管施設の新設 (iii)使用済燃料の処分の方法の変更
昭和 55 年 12 月 26 日	55 安(原規)第 273 号	ナトリウムインパイルループの更新
昭和 59 年 10 月 24 日	59 安(原規)第 186 号	ナトリウムインパイルループの撤去
平成 11 年 8 月 26 日	11 安(原規)第 139 号	(i)インコアモニタ昇温装置の撤去 (ii)共用する原子力技術研究所の原子炉(臨界実験装置)の放射性廃棄物の廃棄施設の変更に伴う記載事項の変更 (iii) 共用する原子力技術研究所の原子炉(臨界実験装置)の放射性廃棄物の廃棄施設の変更に伴うナトリウム廃棄物保管施設の廃止

別紙 2

変 更 の 内 容

昭和 35 年 5 月 13 日付け 35 原第 1245 号をもって設置許可を受け、平成 11 年 8 月 26 日付け 11 安(原規)第 139 号をもって設置変更許可を受けた設置許可申請書の記述の変更箇所は以下のとおりである。

「8. 使用済燃料処分の方法」の全文を次のとおり変更する。

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は本原子炉の遮蔽実験用プールに設けられた燃料要素貯蔵槽において保管、若しくはわが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」